豊 情 個 審 答 申 第 5 4 号 令和元年(2019年)6月28日

豊中市教育長 岩 元 義 継 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会会 長 塩 川 茂

豊中市個人情報保護条例の規定に基づく自己情報部分開示決定処分について(答申)

平成30年6月15日付け豊教総第449号により諮問を受けた豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

豊中市教育長職務代理者が行った、「平成28年(2016年)3月10日付け「5年生男子児童の事案について(報告)」」及び「平成28年(2016年)3月16日付け「5年1組男子児童の事案 担任よりの聞き取り(報告)」」に係る自己情報部分開示決定は、妥当である。

### 第二 審査請求の経過

### 1 開示請求

審査請求人は、平成30年3月23日、豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき「H28.3○○小学校当時担任(○○○氏)による○○への体罰についての教育委員会への報告書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

### 2 実施機関の決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第 2項の規定により、条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育長(以下 「実施機関」という。)の職務を代理する豊中市教育長職務代理者は、平成30年4月 6日、本件開示請求に係る自己情報を「平成28年(2016年)3月10日付け「5 年生男子児童の事案について(報告)」」(以下「3月10日付け自己情報」という。)及 び「平成28年(2016年)3月16日付け「5年1組男子児童の事案 担任よりの 聞き取り (報告)」」(以下「3月16日付け自己情報」という。)(以下これらを「本件 自己情報」という。)と特定し、3月10日付け自己情報については「「3.2月23日 (火) 話し合い時(録音データより) ②母の訴えと食い違うこと」の一部は、開示請 求者以外の特定の個人に関する情報であるため開示できません。」及び「「5.学校とし て ①」、「②」及び「③」については、開示請求者以外の特定の個人に関する情報及び、 小学校内部の情報であって未成熟な情報であることから保護者等に混乱を生じさせる おそれがある情報を含むとともに、当該情報を開示することにより、学校と保護者等と の信頼関係を損ない、小・中学校での支援教育に著しく支障を及ぼす情報であるため開 示できません。」と、3月16日付け自己情報については「「3.学校長の見解 ②」、 「④」及び「⑦」については、学校側の所見等に関する情報が記載されており、当該情 報を開示することにより、学校と保護者等の信頼関係を損ない、小・中学校での支援教 育に著しく支障を及ぼすおそれがあるため開示できません。」との理由を付して2件の 自己情報部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成30年5月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長(以下「審査庁」という。)に対しそれぞれ2件の審査請求(以下「本

件審査請求」という。)を行った。

### 4 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき審理手続を併合し、平成30年6月15日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。) に諮問した。

## 第三 審査請求の趣旨

本件処分のうち、不開示の部分を取り消し、その開示を求める。

### 第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び再反論書並びに口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 3月10日付け自己情報について
  - ① 今後学校側と信頼関係を築くにあたって、不開示がある事により、自己情報の内容が不明確となることにより、不信感を抱くこととなるので、全ての不開示が不適当である。
  - ② 特定の個人名のみ非開示とすれば、文章内容開示では特定個人が識別されることにはならない。
  - ③ 個人の識別と支援教育に支障を及ぼすこととは、全く関係がないことである。
  - ④ 今回の事案を開示することと、今後同様の場においても公開することが前提となることは全く関係ない。教育委員会の都合である。
  - ⑤ 未成熟な情報が誤解される内容と考えているのであれば、全開示して誤解のない 内容に訂正を求める。
  - ⑥ 学校側の事実認定とは何であるのか。事実にない事が報告されているならば、全開 示して訂正を求める。
  - ⑦ 現在開示されている部分でも不明確で誤った内容がある。不開示部分にも不明確 や誤った内容が記載されているのであれば全開示することで確認できる。
  - ⑧ 当方も保護者である。学校と保護者等との信頼を損ない、支援教育に著しく支障を 及ぼすおそれがあるため不開示としたとする主張は、矛盾している。
- 2 3月16日付け自己情報について
  - ① 今後学校側と信頼関係を築くにあたって、不開示がある事により、自己情報の内容が不明確となることにより、不信感を抱くこととなるので、全ての不開示が不適当である。
  - ② 開示されている部分でも虚偽の内容があり、全開示にして確認し、誤った内容や憶測に対して訂正を求める。

- ③ 今回の事案を開示することと「公開とすることが前提となり」とは全く関係ない。 教育委員会の都合である。
- ④ 「小中学校での支援教育に著しく支障を及ぼすおそれ」の内容とは何であるのか。
- ⑤ 全開示されなければ内容が不明確となり学校側への信頼関係は築けない。
- ⑥ 当方も保護者である。学校と保護者等との信頼を損ない、支援教育に著しく支障を 及ぼすおそれがあるため不開示としたとする主張は、矛盾している。

# 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書及び再々弁明書並びに意見書並びに口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 3月10日付け自己情報について
  - ① 当該報告書における「2月23日(火)話し合い時(録音データより)」及び「学校として」では、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が報告されている。本件不開示情報の開示は、審査請求人以外の特定の個人の識別につながる。
  - ② 本件不開示情報の開示は、審査請求人以外の特定の個人の識別につながり、今後、学校と保護者等との信頼関係を損なうことや、小・中学校での支援教育に著しく支障を及ぼすおそれがある。
  - ③ 当該報告書における「学校として」では、審査請求人以外の保護者からの率直な意見や、当該児童及び審査請求人に対する見立てとして小学校内部の未成熟な情報が報告されている。本件不開示情報を開示することは、今後、同様の場においても公開することが前提となり、審査請求人以外の保護者等との率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、未成熟な情報があたかも確定した情報と誤解されて保護者等に混乱を生じさせるおそれがある。
  - ④ 当該報告書における「2月23日(火)話し合い時(録音データより)」では、学校側の事実認定と審査請求人の訴えに相違があることが報告されている。本件不開示情報を開示することは、今後、将来の同種の事務又は事業においても公開することが前提となり、学校と保護者等の信頼関係を損ない、教育活動に著しく支障を及ぼすおそれがある。
  - ⑤ 小中学校における支援教育とは、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに適切に対応していくことである。本件自己情報が記載された行政文書は、 当該支援教育の視点に立った担任や学校長、関係者等の所見といった情報を含んでいることから、小中学校における支援教育に関する行政文書である。
  - ⑥ 開示しないことにより審査請求人が学校等に対し不信感を持ち信頼関係を損なう 旨の主張は、豊中市個人情報保護条例上、本件自己情報を開示すべきか否かの判断に は影響しないものである。

### 2 3月16日付け自己情報について

- ① 当該報告書における「学校長の見解」では、学校側の事実認定と審査請求人の訴えに相違があることや、今後学校長が予想する懸念が報告されている。本件不開示情報を開示することは、今後、将来の同種の事務又は事業においても公開することが前提となり、学校と保護者等の信頼関係を損ない、小・中学校での支援教育に著しく支障を及ぼすおそれがある。
- ② 本件不開示情報の内容は、「学校長の見解」に関する記載であり、学校長の推測や考えに基づく学校側の所見等に関する情報が含まれている。これは、当時学校長より審査請求人にすべてを伝えているものではない。そのため、本件不開示情報の開示は、学校と保護者等の信頼関係を損ない、小・中学校での支援教育に著しく支障を及ぼすおそれがあるものである。
- ③ 審査請求人の学校への不信感、信頼関係の有無などは、本件自己情報を開示すべき か否かの判断には影響しないものである。
- ④ 本件自己情報を開示することにより、学校と保護者等との信頼関係を損ない、小中学校における支援教育に著しく支障を及ぼすおそれがあることから開示できないのであって、開示しないことにより審査請求人が学校等に対し不信感を持ち信頼関係を損なう旨の主張は、豊中市個人情報保護条例上、本件自己情報を開示すべきか否かの判断には影響しないものであるから、弁明書の内容と矛盾するという審査請求人の主張は失当である。

# 第六 審査会の判断

- 1 本件自己情報について
  - ① 3月10日付け自己情報について

3月10日付け自己情報は、審査請求人から訴えのあった問題事案(以下「本件事案」という。)に関して学校長が作成した報告書であり、当該報告書は、「経過」、「2月23日(火)話し合い時の母の主訴」、「2月23日(火)話し合い時(録音データより)」、「2月23日(火)校長より」、「学校として」から構成されている。

② 3月16日付け自己情報について

3月16日付け自己情報は、審査請求人から訴えのあった本件事案に関して、学校長が平成28年(2016年)3月10日付けで児童生徒課長へ提出した報告書の追加として作成した報告書であり、当該報告書は、「事案の概要」、「事案の経過」、「保護者からの訴えの経過」、「学校長の見解」、「今後の対応について」から構成されている。

2 条例の基本的な考え方

条例は、実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができること及び開示

請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。

条例第20条第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、 当該情報に含まれる氏名,生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより,開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが,開示することにより,なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

次に、条例第20条第5号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(中略) 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は 事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

3 本件審査請求に係る条例第20条各号該当性の判断

当審査会は、本件自己情報について実施機関に対し提出を求め、インカメラにより審理を行った。

以下本件自己情報に係る不開示情報部分(以下「本件不開示情報」という。) の条例 第20条各号該当性について検討する。

① 3月10日付け自己情報関係

ア 「3.2月23日(火)話し合い時(録音データより) ②母の訴えと食い違う こと」の一部及び「5.学校として ③」の3行目及び4行目について

条例第20条第2号に規定する「他の情報」には、学校内という特殊な関係にある者だけが知りえる情報も含まれると解され、そのような他の情報との照合も念頭に置いたときには、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれていることが認められるため、同号に該当するものであり、不開示とすることが相当である。

イ 「5. 学校として ①及び②」について

本件事案に関して、当該児童及び審査請求人に対する学校側の所見が記載されていることが確認される。

本件自己情報が記載された行政文書は、実施機関である教育委員会事務局児 童生徒課が、豊中市教育委員会事務分掌規則第11条に基づき、学校教育に係る 相談として〇〇〇小学校長より報告されたものであり、支援教育の視点に立っ た担任や学校長、関係者等の所見といった情報を含むものである。

これらの情報は、発生した問題事案の解決に向けて、実施機関が報告内容を把握し、適切に対応していくに当たっての重要な情報資源となるべきものであるところ、これらの情報を開示することが前提になると、今後小・中学校において同種の問題事案が発生した際に、学校が、学校に対する誤解や不信感を保護者が抱き無用の反発が起こることを避けるため、開示されることを前提に無難な内

容の記載に走り、正確かつ率直な所見を報告書に記載することを躊躇するよう になることが想定される。

その結果として、ありのままの記載を前提とする報告書として本来具備すべき効用が著しく毀損されることにより、当該同種の問題事案に対する効果的な対応に著しい支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、これらの情報は条例第20条第5号に該当するものであり、実施機関が主張する「未成熟な情報があたかも確定した情報と誤解されて保護者等に混乱を生じさせるおそれ」である同条第4号該当性その他の主張について判断するまでもなく不開示とすることが相当である。

## ウ 「5. 学校として ③」について

本件事案に関して、審査請求人以外の保護者から収集した率直な意見が記載されていることが確認される。

通常、実施機関は、保護者からの意見収集等を通じて、問題事案に関して多角的な分析を行い、当該問題事案の解明及び対応を行うことが想定されるところ、実施機関が問題事案に関して収集すべき情報は、忌憚のない率直な意見であることが望ましく、実際に3月10日付け自己情報にはそのような意見が記載されているといえる。

しかしながら、発言内容が開示されることが前提になると、実施機関から問題 事案について意見を求められた保護者等は、当該意見が開示されることを斟酌 して、率直な意見を開陳することを躊躇するようになることが想定される。

そうすると、実施機関は、今後小・中学校において同種の問題事案が発生した際に、保護者から有用な情報を収集できなくなり、ひいては当該問題事案の解明と効果的な対応に著しい支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、これらの情報は、条例第20条第5号に該当するものであり、実施機関が主張する「未成熟な情報があたかも確定した情報と誤解されて保護者等に混乱を生じさせるおそれ」である同条第4号該当性その他の主張について判断するまでもなく不開示とすることが相当である。

# ② 3月16日付け自己情報関係

「3. 学校長の見解 ②、④及び⑦」について

本件事案に関して、当該児童及び審査請求人に対する学校長の見解が記載されていることが確認される。

これらの情報は、上記①イで述べたように、発生した問題事案の解決に向けて、実施機関の重要な情報資源となるものであり、これらの情報を開示することが前提になると、今後同種の問題事案が発生した際に、職員が問題事案の当事者との関係が悪化することをおそれて、率直な見解を報告書に記載することについて躊躇するようになることが想定され、当該問題事案に効果的な対応を行うに当たって、著しい支障

を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、これらの情報は条例第20条第5号に該当するものであり、不開示とすることが相当である。

# 4 その他

審査請求人は、審査請求書等において、今後学校側と信頼関係を築くにあたって、不開示がある事により、自己情報の内容が不明確となって、不信感を抱くこととなるので、全ての不開示が不適当である旨や学校の管理下で起きた事故について再度教職員の教育と保護者への信頼関係を取り戻す努力を求めるためにも本件自己情報を開示すべき旨等を主張しているが、これらの主張は、条例上情報の開示又は不開示について左右するものではないため、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 5 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和元年(2019年)6月28日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩川 茂

委員 加藤幸江

委 員 中川 丈 久

委 員 前田雅子

委 員 塩 野 隆 史